

新エネルギー等発電事業者の方々

新エネルギー等電気利用推進室

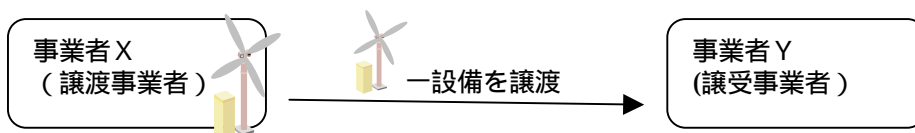
### 新エネ発電設備を“譲渡”した場合の手続き

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第9条の規定に基づき認定された新エネルギー等発電設備を譲渡する場合における手続き方法を以下に示します。

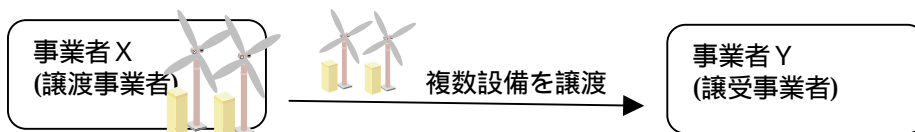
#### 1. 想定される譲渡のケース

下記のとおり、譲渡事業者が1設備のみを保有しているケースと、複数設備を保有しているケースが想定されます。

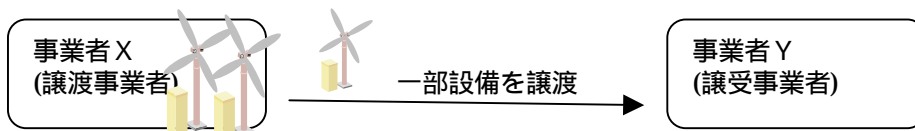
一設備のみを保有する事業者が当該設備を譲渡する場合（ケースA）



複数設備を保有する事業者が全ての設備を譲渡する場合（ケースB）



複数設備を保有している事業者がそのうち一部設備のみを譲渡する場合（ケースC）



## 2. 本資料における譲渡の定義

本資料における「譲渡」とは、合併、分割、相続の場合を除き、新エネルギー等を電気に変換する設備を用いて発電し、又は発電しようとする者が変更する場合を指す。

具体的には、認定設備に係る財産権や利用に係る権利を他に移転することをいう。

## 3. 譲渡に伴う申請・届出

新工ネ等発電設備が譲渡された場合、**基本的には、譲渡事業者が「新工ネ等発電設備廃止届出書（様式第11）」を提出し、譲受事業者が「新工ネ等発電設備認定申請書（様式第9）」を提出することでご対応いただきます。**

ただし、下表にある**AかつB**に該当する場合に限り、特例として、「新エネルギー等発電設備氏名等変更届出書」により譲渡した発電設備に係る新工ネ発電事業者の変更を行うことも可能です。

<特例が認められるケース：AかつBのケース>

A	譲渡前の相当量を含めて新工ネ発電設備を譲受事業者に譲渡する場合であって、当該新工ネ発電事業者（譲受事業者）が、譲渡後の相当量に係る権利を保有している場合 <b>又は</b> 譲渡前・譲渡後の相当量を電気事業者に移転する契約等を交わしている場合
B	管理方法に変更が伴わない場合（ ）

管理方法に変更が伴わない場合とは、法第9条第1項第2号に規定する「発電の方法」に変更が生じない場合のこと。（現在、「発電の方法」が認定基準となっている設備は、地熱とバイオマスのみ）

1：「相当量」とは、「新エネルギー等電気相当量」のこと。

本資料において、単に「相当量」と表現した場合は、譲渡時点で「口座に記録されている相当量」及び「口座に未記録の相当量」の両方をあわせた新エネルギー等電気相当量（譲渡設備から発生した相当量に限る）を指す。

「新エネルギー等発電設備氏名等変更届出書」を用いて手続きを行う場合、その他の手続きが同時に発生します。

新工ネ等発電設備を譲渡する際に行う具体的手続きについては、次ページ以降をご参照ください。

### <注意事項>

- ・譲渡に伴い、「新エネルギー等発電設備氏名等変更届出書」をご提出される際は、紙媒体でのご提出をお願いいたします。

### 3．手続き方法（その1）

基本的には、本項目において記載する方法により手続きしてください。

#### 1．手続き方法（その1）で手続きを行うケース

全ての譲渡のケースにおいて本手続きで処理することができます。

#### 2．具体的手続き

手続きを行う者	手続き	( 2 )	提出先
譲渡事業者	新エネ等発電設備廃止届出書		地方経済産業局
譲受事業者	新エネ等発電設備認定申請書		〃

( 2 ) : 必ず提出する申請書・届出書

#### 【補足】譲渡事業者が口座を保有している場合

- ・譲渡事業者は、必要に応じ、「新エネ等電気相当量減量・増量届出書」を提出し、口座に記録された相当量の移転を行います。

（有効期限を過ぎた相当量は自動的に無効になります。）

- ・ケースA、ケースBの譲渡事業者は、設備を譲渡した時点で新エネ発電事業者としての地位を失っているため、譲渡後、相当量の記録届出は行えません。口座に記録された相当量が0になった時点で、すみやかに「口座廃止届出書」をご提出ください。

## 4. 手続き方法（その2）

下記1. に該当する場合のみ、本手続きが行えます。

### 1. 手続き方法（その2）で手続きが行えるケース

「2. 譲渡に伴う申請・届出」の＜特例が認められるケース＞に該当する場合に限り、本手続きによる処理が行えます。

### 2. 具体的手続き

手続きを行う者	手続き	( 3 )	提出先
譲渡事業者	新工ネ等電気相当量の減量又は増量届出書 ( 譲渡事業者の口座に譲渡設備に係る相当量が記録されている場合 )		資源エネルギー庁
	口座廃止届出書 ( 口座を保有している場合。ケースA・B限定 )		"
譲受事業者	新工ネ等発電設備氏名等変更届出書		地方経済産業局
	口座開設届出書 ( 譲渡事業者が口座に譲渡設備に係る相当量を保有している場合、かつ、譲受事業者が口座を保有していない場合 )		資源エネルギー庁
	新工ネ等電気相当量の減量又は増量届出書 ( 譲渡事業者が口座に譲渡設備に係る相当量を保有している場合 )		"

( 3 ) : 必ず提出する申請書・届出書

: 表中の「手続き」欄に記載の ( ) 内に該当する場合に、必ず提出する申請書・届出書

#### 【申請書・届出書提出にあたっての注意点】

##### a) 新工ネ等発電設備氏名等変更届出書

- 譲渡前の相当量を含めて新工ネ発電設備を譲受事業者に移転することを証する書面、または、譲渡前・譲渡後の相当量を電気事業者に移転することを証する書面の提出が必要です。  
( ex. 契約書のコピー、譲渡事業者名で発出された書面等 )

ただし、平成15年2月13日付け省エネルギー・新エネルギー部長通知第4「3. 住宅用等太陽光発電等」に規定された10kW以下の太陽光発電設備に関しては、認定時に上記事実を確認済みのため、譲渡後の相当量に係る権利を電気事業者に帰属させる旨を証する書面を添付することで足りります。

- ケースCの場合は、譲渡する設備の数だけ、本届出書を提出する必要があります。
- 本届出書の記載方法は、「5. 新工ネ等発電設備氏名等変更届出書の記載要領」を参照してください。

##### b) 新工ネ等電気相当量の減量又は増量届出書

- 譲渡設備から発生し、かつ、譲渡事業者の口座に記録されている相当量は、本届出書により譲受事業者に移転してください。
- 本届出書にある「減量する事業者」欄には譲渡事業者の氏名等を、「増量する事業者」欄には譲受事業者の氏名等を記載して提出してください。

## 5. 新工ネ等発電設備氏名等変更届出書の記載要領

譲渡に伴い、新工ネ等発電設備氏名等変更届出書を提出する場合は、下記の記載要領に従い、ご提出をお願いします。

### 1. ケースA～C共通

#### (1) 「届出者」欄

- ・事業者名は譲受事業者の情報を記載。(代行申請の場合は代行事業者名)
- ・事業者IDは、譲受事業者又は代行事業者が既に事業者IDを取得している場合はそのIDを必ず記載し、それ以外の場合は空欄とする。

### 2. ケースAの場合(譲渡事業者が一設備のみ所有)

#### (1) 「変更概要」欄

- ・「変更対象事業者情報」を必ずチェック。
- ・「変更対象設備情報」は、譲渡に伴い設備名称が変更される場合にチェック。

#### (2) 「変更対象設備」欄

- ・譲渡に伴い設備名称が変更される場合に記載。それ以外の場合は空欄とする。

#### (3) 「変更対象事業者」欄

- ・譲渡事業者に関する情報を記載。
- ・変更日についても忘れずに記載のこと。

#### (4) 四角囲い部分

- ・変更項目に必要事項を記載。
- ・変更理由には、譲渡の事実が確認できる内容を記載。

### 3. ケースBの場合(複数設備所有する譲渡事業者が全設備を譲渡)

#### (1) 「変更概要」欄

- ・「変更対象事業者情報」：必ずチェック。
- ・「変更対象設備情報」：譲渡事業者保有設備を一括で譲渡処理する場合は、チェックしない。  
設備所在地が複数の地方経済産業局の管轄地域にまたがる場合は、一括での譲渡処理は行えない。当初から一設備毎に発電設備指名等変更届出を提出。  
設備名称を変更する場合は、一括譲渡処理を行った後に、名称を変更する設備について発電設備氏名等変更届出を行うか、当初から一設備毎に発電設備氏名等変更届出を提出。

#### (2) 「変更対象設備」欄

- ・一括譲渡処理する場合は記載しない。

#### (3) 「変更対象事業者」欄

- ・譲渡事業者に関する情報を記載。
- ・変更日についても忘れずに記載のこと。

#### (4) 四角囲い部分

- ・変更項目に必要事項を記載。
- ・変更理由には、譲渡の事実が確認できる内容を記載。

#### 4. ケースCの場合（複数設備のうち一部設備を譲渡）

（注意！）譲渡する設備1件毎に、譲渡する設備の数だけ届出書を提出します。

##### （1）「概要」欄

- ・「変更対象事業者情報」：必ずチェック。
- ・「変更対象設備情報」：必ずチェック。

##### （2）「変更対象設備」欄

- ・譲渡する設備の名称を必ず記載。

##### （3）「変更対象事業者」欄

- ・譲渡事業者に関する情報を記載。
- ・変更日についても忘れずに記載のこと。

##### （4）四角囲い部分

- ・変更項目に必要事項を記載。
- ・「変更対象設備」欄に譲渡設備の名称を記載した場合であっても、設備名称に変更がない場合は、「設備名称」欄は空欄にすること。
- ・変更理由には、譲渡の事実が確認できる内容を記載。

譲渡の場合における新エネ等発電設備氏名等変更届出書記載要領

様式第12(第16条関係)  
新エネルギー等発電設備氏名等変更届出書

経済産業大臣 殿

届出者 (フリガナ) \_\_\_\_\_  
住所 (〒) \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)  
事業者ID \_\_\_\_\_  
(事業者IDが発行された事業者は記載すること)

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく同法施行令第5条第2項の規定により、以下の事項について変更しましたので、届け出ます。

変更概要 (該当項目をチェック：複数選択可)  
 変更対象設備情報  
 変更対象事業者情報

変更対象設備  
設備名称 \_\_\_\_\_ 設備ID: \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_

変更対象事業者  
発電事業者名 \_\_\_\_\_ 事業者ID: \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_  
住所 (〒) \_\_\_\_\_

変更日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

届出地方局 (注1) \_\_\_\_\_

	変更前	変更後 (注2)		変更理由	備考
設備名称		<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし			
所在地 (注3)		<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし			
発電事業者名		<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし	(フリガナ)		
代表者名		<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし	(フリガナ)		
住所	(〒)	<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし	(フリガナ) (〒)		

**【届出者欄】**  
・譲受事業者の氏名を記載。  
・譲受事業者が事業者IDを取得済みの場合に限り、当該IDを記載。

**【変更概要欄】**  
「変更対象事業者情報」に必ずチェック。  
「変更対象設備情報」  
・ケースCの場合は必ずチェック。  
・その他、設備名称が変更される場合はチェック。

**【変更対象設備欄】**  
・ケースCの場合は譲渡設備の情報を必ず記載。  
・その他、設備名称が変更される場合に記載。

**【変更対象事業者欄】**  
・譲渡事業者に関する情報及び変更日を必ず記載。

**【四角囲い部分】**  
発電事業者名、代表者名、住所の3項目については、変更前・変更後共に記載。  
変更理由は譲渡の事実が分かる内容を記載。  
設備名称・所在地欄  
・ケースCの場合は、「変更対象設備」欄にチェックした場合でも、設備名称に変更がなければ空欄とする。  
・その他ケースにおいて、設備名称に変更がある場合は記載。